

米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚支援活動を行う者に対して米沢市出逢いの機会づくり応援委員会（以下「委員会」という。）が交付する婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内外を問わず次条に規定する事業を行う個人、民間企業、特定非営利活動法人及び任意団体とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 当該事業において、本市からほかに補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者
- (2) 当該事業において、もっぱら営利のみを目的とし、公益性を欠くと判断される者
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする者
- (4) 市税等の滞納がある者
- (5) その他、委員会委員長（以下「委員長」という。）が不適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交流イベントや研修会など結婚へのきっかけづくりを支援するもので、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 20歳以上の独身の男女を対象とすること。
- (2) 参加者が男女同数となることを目標に募集すること。
- (3) 参加者の総数は10人以上とし、男女の割合はそれぞれ総数の3割を下回らないこと。
- (4) 男性参加者の過半数は、本市に居住する者又は勤務する者であること。
- (5) 事業会場は、本市内とする。ただし、旅行事業等の場合はその限りでない。
- (6) 参加者から参加料を徴収する場合は、適正な額を設定すること。
- (7) 公序良俗に反する内容及び社会通念上適当でないと思われる内容を含まないこと。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、補助対象事業とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、次の表のとおりとする。ただし、補助対象者に係る経費は対象としない。

補助対象経費と認められるもの

補助対象経費区分	内 容
報償費	外部司会者、外部講師への謝礼等
旅費	司会者、講師等の移動に伴う交通費、宿泊費等
需用費	事業の実施に必要な消耗品等（参加者への景品、記念品に係るもの等を除く。）チラシ、ポスター、資料等の印刷製本費及びコピー代等

	事業の実施に必要な食糧費（アルコール類は除く。）は、1人につき1,000円以内とする。
役務費	郵便料、電話料等の通信運搬費や損害保険料等
委託料	広告掲載、宣伝料等
使用料及び賃借料	会場使用料、物品等使用料及び自動車等借上料等
その他	出逢いの機会づくり応援委員会委員長が必要と認める経費

補助対象経費と認められないもの

補助対象経費区分	内 容
団体運営費	職員及び事務員等の人件費、旅費、光熱水料、電気代、コピー機借上料等、
備品購入費	備品購入経費
会議費	接待経費、茶菓代、弁当等の飲食代等
予備費	

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の定める範囲内で、補助対象経費から事業に対する寄付金その他の収入額を控除した額(10/10 補助)とし、1事業あたり参加者の総数が20人以上の場合は上限を5万円とし、10人以上19人以下の場合は上限を2万円とする。

2 同一の補助対象者に係る補助金の交付回数は、制限しない。

(交付の条件)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

- (1) 補助対象者は、事業の実施に伴い保有した個人情報について、個人情報の保護及び適切な管理のため、個人情報の漏えい及び紛失の防止又は市への添付書類申請時の本人同意等、必要な措置を講じなければならない
- (2) 補助対象者は、事業の実施に伴い、参加者等から事業に要する経費以外の金品を受け取ってはならない。
- (3) 補助対象者は、自らの責任において事業を実施し、事業の実施に伴い損害又は苦情が生じたときは、自らにおいて処理するとともに、その全ての補償の責めを負うものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、事業実施前までに米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業企画提案書(様式第2号)、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業収支予算書(様式第8号)及び関係書類を委員長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 委員長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業実績報告書（様式第4号）、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業参加者一覧表（様式第5号）、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業収支決算書（様式第9号）及び関係書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 委員長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、米沢市出逢いの機会づくり応援委員会婚活支援事業補助金請求書（様式第7号）を委員長に提出しなければならない。

（交付）

第12条 委員長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第13条 委員長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 委員長に提出した書類及び報告に偽りがあったとき。
- (4) 前各号のほか委員長が取消し又は返還を必要と認めたとき。

（委員会の支援）

第14条 委員長は、補助対象者の実施する事業が円滑かつ効果的に実施されるよう必要な指導及び助言を行うとともに、広報活動その他の必要な支援に努めるものとする。

（準用）

第15条 補助金の適正な執行及び管理に関しこの要綱に定めない事項については、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年3月30日規則第10号）に定める補助金等の取扱いの例による。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

平成28年9月5日一部改正

令和元年10月7日一部改正

令和元年12月2日一部改正